

第18日目（3月23日）（金曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
- (1)議長報告

議事日程

- 第 1 議案第6号 平成30年度波佐見町上水道事業会計予算の一部修正について
- 第 2 提案要旨の説明
- 第 3 議案第1号 平成30年度波佐見町一般会計予算
- 第 4 議案第2号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第3号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第4号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第5号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第6号 平成30年度波佐見町上水道事業会計予算
- 第 9 議案第7号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計予算
- (以上7件 予算特別委員長報告)
- 第 10 議案第24号 波佐見町道路線の認定について
- 第 11 議案第25号 波佐見町道路線の認定について
- 第 12 議案第26号 波佐見町道路線の認定について
- 第 13 議案第27号 波佐見町道路線の認定について
- 第 14 議案第28号 波佐見町道路線の認定について
- 第 15 議案第29号 波佐見町道路線の認定について
- (以上6件 産業厚生委員長報告)
- 第 16 議案第15号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 第 17 議案第16号 波佐見町環境保全条例

- 第 18 議案第18号 波佐見町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第19号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第20号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第22号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第23号 波佐見町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第30号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第31号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 26 議案第32号 副町長の選任について
- 第 27 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

追加議事日程

- 第 1 議案第16号 波佐見町環境保全条例の撤回について

第18日目（3月23日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主任書記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総務課長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征 一 郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水道課長	堀 池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸 隈 三 恵 子
教 育 長	中 嶋 健 蔵	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	総務課長 総務班係長	松 添 博
企画財政課 財政管財係長	坂 本 昌 俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第1回波佐見町議会定例会第18日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

日程第1 議案第6号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 議案第6号 平成30年度波佐見町上水道事業会計予算の一部修正についてを議題とします。

修正理由の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第6号 平成30年度波佐見町上水道事業会計予算の一部修正について御説明申し上げます。

3月7日の定例会の議事において、予算書の説明をしておりましたので、その内容を一部修正するものでございます。

修正箇所が2件ございます。

1件目は、予算書の2ページになります。

債務負担行為の表中、期間と限度額の誤りでございます。

まず期間ですが、「平成30年から平成31年度まで」となっておりますけれども「平成31年度に修正」を、限度額ですが、「3,000万円」となっておりますけれども「1,518万2,000円」に修正するものでございます。

次に、2件目ですが、20ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。

表中、限度額「3,000万円」となっておりますけれども「1,518万2,000円」に修正し、当該年度以降の支払義務発生額の期間が「平成30年度から31年度」となっているものを「平成31年度」に、金額「3,000万円」を「1,518万円2,000円」に修正し、その横、財源内訳の損益勘定留保資金「3,000万円」となっているものを「1,518万2,000円」に修正をお願いいたします。

修正の理由として、平成30年度予算は既に予算書に計上しておりますので、債務負担行為としては平成31年度以降に支払う予定の金額を計上すべきでありました。誤って記載しておりましたので、修正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

大変御迷惑をかけて申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。ただいま議題となっております平成30年度波佐見町上水道事業会計予算の一部修正について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、平成30年度波佐見町上水道事業会計予算の一部修正については、これを許可することに決定しました。

日程第2 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第2. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

追加議案の説明をいたします。

本定例議会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第32号 副町長の選任についてであります。副町長の任期が3月31日までとなり、引き続き、松下幸人氏を副町長として選任したく、提案するものであります。

以上であります。御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第3～9 議案第1号～議案第7号

○議長（今井泰照君）

日程第3．議案第1号 平成30年度波佐見町一般会計予算から日程第9．議案第7号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

藤川委員長。

○予算特別委員長（藤川法男君）

皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告をいたします。

予算特別委員会委員長報告。平成30年3月28日、ただいま一括議題となりました議案第1号 平成30年度波佐見町一般会計予算から議案第7号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計予算の7件につきまして、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

本案は、去る3月7日に本委員会に付託され、3月9日、12日、15日の3日間にわたり委員会を開き、町長及び管理職等の出席を求め、慎重かつ精力的な審査を行いました。

採決の結果、全て原案可決するものと決定をいたしました。

内閣府の月例経済報告によると、我が国の経済は、個人消費は持ち直し、設備投資また生産は増加しているとの判断により、景気は緩やかな回復をしていると、その基調判断であります。地方経済の波及効果については、皆様御承知のとおり、その影響はまだ不十分に感じられる状況であります。

本町の財政状況は、子育て支援や障害者支援など政策的な要因による扶助費の増加や複雑多様化する行政事務に対するための電算管理の膨張などで一般財源が圧迫され、また、歳入では町税は若干の増加は見られるものの抜本的な改善とはなっておらず、全体予算に占める自主財源の割合が低く、依然として地方交付税、国県支出金の依存する財政基盤となっております。

このような中、人口減少社会に立ち向かい、波佐見らしさを発揮しながら、継続可能なまちづくりを進めるため、雇用創出及び定住促進、地場産業の振興、交流人口の拡大、町民の声の反映と生活環境の基盤の充実、そしてまた、社会保障と子育て支援、豊かな心と文化の育成など重点施策と掲げ推進するため、平成30年度波佐見町一般会計予算案と各特別会計予算案及び企業会計予算案が提出をされました。

これを受け、予算特別委員会は、真の住民福祉の向上につながる効果的な予算であるのか

に主眼を置き、予算の議決権は議会の権限の中でも最も重要であると認識のもとで、多岐にわたって終始積極かつ慎重に審査を行いました。

予算を審議する委員も細心の注意と大胆な洞察力が要求されますので、審議に当たられた委員の皆さんも大変御苦勞であったと思っております。

各委員の活発な意見に感謝をするとともに、丁寧に御説明をいただきました執行部の皆様方には厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ちなみに、その中で、平成30年度波佐見町一般会計予算の質疑数は143回、特別会計、企業会計24回、総数が167回でありまして、前回より増えております。

なお、詳細につきましては、13人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は十分承知されておりますので、省略をいたします。

これで委員長報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

ちょっと済みません。一番冒頭に日付を、3月23日です。きょうは、28日と言われたと思うんですけども、見間違いか言い間違いか、そこは訂正されたほうがいいんじゃないのかなと思ひまして、申し上げます。

○予算特別委員長（藤川法男君）

じゃあ、まとめて訂正します。30年3月23日です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 平成30年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第1号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成30年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第2号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成30年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第3号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成30年度波佐見町介護保険事業特別会計予算の採決をします。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第4号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成30年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

举手全員であります。したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成する方は举手願います。

[賛成者举手]

○議長（今井泰照君）

举手全員であります。したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成30年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

[賛成者举手]

○議長（今井泰照君）

举手全員であります。したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第10～15 議案第24号～議案第29号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第24号 波佐見町道路線の認定についてから日程第15. 議案第29号 波佐見町道路線の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本案は産業厚生委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

尾上委員長。

○産業厚生委員長（尾上和孝君）

委員長報告を行います。

それでは、議案第24号 波佐見町道路線の認定について、また、その下、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号の産業厚生委員会に付託された事件に関して報告いたします。

本件は平成30年3月6日火曜日、波佐見町議会定例会において、6件の道路線の認定が産業厚生委員会に付託されました。

所管である建設課の出席を求め、3月8日木曜日に委員会を開き、現地調査及び審査をいたしました。

その中で、議案第24号は、主要地方道川棚有田と接続し、終点側に町営住宅折敷瀬団地があり、地域の生活道路として利用されていることなど公共性が高いこと。また、議案第25号は、主要地方道川棚有田と接続していること。議案第26号は、開発団地内に位置する道路であること。議案第27号は、地方道川棚有田線とちょうど岳辺田線を結ぶ町道水洗線に接続していること。議案第28号は、開発団地内に位置する道路であること。議案第29号は、地方道川棚有田線と岳辺田線に結んでいること。また、全ての路線が地域内の生活道として利用されているなど公共性が高く、幅員が4メートル以上の道路であり、おおむね住宅建設が完了しているなど町道認定の基準を満たしていることから、総合的に判断し、審査の結果、委員会に付託された6件全てが町道に値するとの意見があり、その後採決し、全員賛成で可決しました。

以上、産業厚生委員会に付託された6件の波佐見町道路線の認定について、報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第24号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第25号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第26号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第27号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第28号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第29号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号

○議長（今井泰照君）

日程第16. 議案第15号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第15号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、御説明いたします。

波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。平成30年3月6日提出。

提案理由でございますが、平成26年6月25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移管されることに伴い、これらの基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次ページをお願いいたします。

波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例は次のとおりとなりますが、先般お配りいたしました概要にて説明をさせていただきたいと思っておりますので、概要のほうを御用意させていただきたいと思っております。

本条例は、国が定めます基準及び県が行ってまいりました基準に準拠して作成をしております。

第1章から第4章までの33条からなる条例でございますが、第1章は総則としまして、第1条から第4条までとなっております。趣旨や用語、基本方針、申請者の要件を記述しております。

第1条は、本条例の趣旨として介護支援事業者の要件を介護保険法に基づき定める旨を記述しております。国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準をモデルとしております。

第2条は、条例で使用する用語に関することを記述しております。

第3条は、利用に対する配慮や事業者の姿勢について基本方針を記述しております。

第4条は、申請者の要件について記述をしており、法人であつてかつ本町の暴力団排除条

例に規定する暴力団でないものを明記しております。

第2章は、人員に関する基準として5条と6条に記述しております。

第5条は、事業所の従業者数に関する基準として常勤の介護支援専門員を設置、ケアマネジャーの設置になります。これが利用者数の数が35人を超えるたびに1名の増ということになります。

第6条は、事業所への管理者設置に伴う基準として主任介護支援専門員の設置、主任ケアマネジャーの設置の基準を設けております。

第3章は、運営に関する基準として第7条から32条までとなっております。

第7条は、介護支援の提供開始に伴う内容及び手続に関する説明を行うこと、その方法、利用開始に対する同意のほか、新たに医療機関への受診ということで、ここでは入院する必要が生じた場合の連携に際しての対応、複数の指定居宅サービスを紹介するよう求めることができることの説明と理解についての記述をしております。

第8条は、指定居宅介護支援の提供の拒否の禁止を明記しております。

第9条は、サービス提供混乱時の対応について記述をしており、その場合は他の事業者を紹介するなど必要な措置を講じることとなっております。

第10条は、受給資格等の確認について記述しており、被保険者証から資格や認定の有無、有効期間を確認する旨を記載しております。

第11条は、利用者の意思を踏まえ、新規の申請や更新について必要な援助を行う旨を記述しております。

第12条は、介護支援専門員に対し身分証を携行させること及び利用者等に掲示を求められた際の掲示指導についての記述をしております。

第13条は、利用料に関すること及び区域外の訪問に伴う交通費の需要に関することを記述しております。利用者とサービス計画費に不合理な差が生じないようにすることや利用者の同意を得ることなどを盛り込んでおります。

次のページにいきまして、第14条は、事業者が利用者に対し保険給付の請求のための証明書を交付しなければならない旨の記述をしております。

第15条は、指定居宅介護支援の基本取扱方針を記述しており、要介護状態の軽減及び悪化防止や医療サービスとの連携、提供する指定居宅介護支援の質の評価と改善を図ることなどを明記しております。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針について、第3条の基本方針と第15条の基本取り扱い方針に基づき30項目を記述しております。事業者に対することを2項目、管理者に対する項目を1項目、ケアマネジャー介護支援専門員に対することを26項目、その他を1項目としております。この中で、新たな基準としまして、悪性腫瘍の末期患者に対する対応や利用者の服薬状況、口腔機能等の情報について、必要と認める部分を利用者の同意を得て医師等に提供できる部分が基準として追加をされております。

第17条は、法定代理受領サービスに係る報告としまして、事業者が国民健康保険団体連合会、国保連合会に対して支給に関する必要な情報を記載した文書を提出することなどを記述しております。

第18条は、利用者が他の事業の利用を希望する場合、現在の事業者は直近の居宅サービス利用計画や実施状況等の書類を交付しなければならないことを記述しております。

第19条は、利用者が正当な理由なしにサービス利用への指示に従わないことや不正行為により保険給付の支給を受ける、または受けようとしたときに、本町に対し利用者に関する通知を行う旨を記述しております。

第20条は、管理者の責務として事業所の業務に対し一元的に管理を行うことや、運営に関する基準の規定を遵守させるための指揮命令を行うことを記述しております。

第21条は、事業者が事業所ごとに運営規程を定める旨を記述しており、1号から7号までをここに記載しております。

第22条は、勤務体制の確保について適切な支援を提供できるよう事業所ごとに業務を担当させることや、資質の向上のための研修の機会の確保に関することを記述としております。

次のページをお願いいたします。

第23条は、事業に必要な区画の保有と指定居宅介護支援に必要な設備や備品を備えなければならない旨を記述しております。

第24条は、介護支援専門員の清潔の保持並びに健康状態の管理を行う旨を記述しております。

第25条は、運営規定の概要や勤務体制について見やすいところへ掲示するなどの記述をしております。

第26条は、秘密保持についての記述をしており、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないことや、それに対しての必要な措置を講じることなどを記述しており、ただしサービス会

議においての使用については同意を得るなどを盛り込んでおります。

第27条は、事業者の広告について虚偽または誇大なものであってはならないことを記述しております。

第28条は、居宅サービス事業所等からの利益收受の禁止等を記述しており、特定の指定サービス事業所の支持や金品等の利益收受をしないことを書いております。

第29条は、苦情処理に関しての取り扱いを記述しており、内容の記録、本町からの質問及び照会に応じること、本町や国保連合会への報告義務、改善命令に対し従うことなどを記述しております。

第30条は、事故の発生時の対応について記述しており、速やかに本町及び家族への連絡をとり必要な措置を行うことや、事故及び処置に関する記録、賠償すべき事故に対する損害賠償等を盛り込んでおります。

第31条は、事業所ごとの会計区分及び指定居宅介護支援事業とその事業の会計の区分を行うこととして、それぞれの会計を分けることをここに記述しております。

第32条は、記録の整備について、従業者、設備、備品、会計に関する記録の整備と、利用者の指定居宅介護支援の提供に関する記録及び保存年限を整備するよう記述しております。なお、保存年限は5年としております。

第4章は、基準該当居宅支援に関する基準として第2章及び第3章を準用する旨を記述しております。

附則、施行期日、1、この条例は平成30年4月1日から施行します。ただし第16条、第20条の規定は平成30年10月1日から施行する。

経過措置、2、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができるとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号

○議長（今井泰照君）

日程第17. 議案第16号 波佐見町環境保全条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、議案第16号について提案説明を申し上げます。

議案第16号 波佐見町環境保全条例。

波佐見町環境保全条例を別紙のとおり制定する。平成30年3月6日提出。

提案理由につきましては、昨今、本町では製造業を中心とする大型の工場等の進出が増え、それらの事業活動により周辺環境へもたらす公害等の不安も広がっている状況にあることから、将来的に環境保全の侵害につながるような問題が発生した際、県と連携をとりながらも本町自らが迅速な対応をとり公害等の未然防止を図るための条例を制定するものである。

別紙をごらんください。

波佐見町環境保全条例でございます。

まず、目次といたしまして、第1章から第5章、附則まで、各章、各節について目次を掲載しております。

まず、第1章、総則につきましては、第1節、通則としまして、第1条において本条例の目的を掲げ、第2条の定義におきましてはこの条例の中に出てくる主な用語についての解説

をしています。

まず第1条の目的であります、「この条例は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで、良好な環境を確保することが極めて重要であることから、町、事業者及び町民の責務を明らかにし、関係法令に特別の定めがある場合を除くほか、環境保全に関する施策の基本となる事項を定め、その推進を図り、もって現在及び将来にわたり町民が安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする」としております。

次の第2条、定義では主な用語として五つを載せていますが、まず、良好な環境。次に、自然環境。そして、生活環境。公害。公共用水域の五つの用語について解説をしています。

それぞれの解説は省略をさせていただきます。

次に、第2節、町の責務では、第3条から第7条までの間で、良好な環境を確保するための基本的責務や監視測定等結果の公表、苦情の処理、知識の普及等について規定しています。

特にこの中で、第6条の苦情の処理につきましては、「町は、町民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、他の行政機関と協力して適切な処理をするよう努めなければならない」としており、環境の侵害に関する苦情等があったときは、これまでは企業等の事業活動の中で発生しているものにつきましては、県に報告し県の対応を待つというものでありましたが、この規定を設けることにより、その苦情処理についてはまず本町自らが迅速に対応できるよう、その根拠を持たせることにしたものであります。

次に、第3節、事業者の責務では、第8条から第12条までの間で、事業活動によって良好な環境を侵害することがないように、事業者としての基本的責務や自然環境の保全、管理及び監視義務、紛争解決の義務、被害の措置について規定しています。

特に第11条の紛争解決の義務では、「事業者は、その事業活動による公害その他良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない」としております。

また、第12条の被害の処置におきましては、「事業者は、その事業活動による公害その他良好な環境の侵害に係る被害については、自らの責任と負担において速やかに適切な処理をとるよう努めなければならない」というふうに義務づけをしています。

次に、第4節、町民の責務では、町や事業者だけでなく町民も一体となって良好な環境の保全に努めてもらう必要があることから、第13条から第15条までの間で、町民としての基本

的責務や行政機関への協力、土地建物等の清潔保持について規定しています。

次に、第2章、自然環境の保全につきましては、まず、第1節、河川等の水質の保全として、第16条から第18条までの間で、水質の保全、生活排水の適正処理、事業所排水の適正処理を規定していますが、水に限られた貴重な資源であることから、町、町民及び事業主が一緒になって河川、ため池等の水質の保全に努めるということ。また、町民においては、生活排水を公共用水域に排出しようとするときは浄化装置の設置に努めること。事業所からの排水についても同じように浄化槽等の有効な施設の設置に努めることを規定しています。

次に、第2節、自然環境の侵害に関する規制としまして、第19条から第25条までの間で、畜舎等の維持管理、油の流出等の防止、油水分離施設等の設置及び維持管理、土砂等の流出防止、堆積土砂等の排除について規定を設けていますが、その内容については、まず、畜舎等の所有者や管理者において、施設から悪臭や水質汚濁等の公害を出さないよう当該施設の適正な維持管理を行うこと、また、油を使用する事業所においては、油の適正な使用及び処理に努めること、油の公共用水域の流失や地下浸透のおそれがある施設を所有する事業者においては、油水分離施設等の設置とその適正な維持管理について規定しています。

さらに、土砂等の採取や宅地造成等の開発行為を行うものについては、公共用水域に土砂等を流出させないように努めること、また、公共用水域に土砂を流出させた場合には、自らの責任と負担において堆積土砂等を排除しなければならないと規定しています。

もし、これらの義務を怠ったり違反しているような場合には改善に関する勧告や必要な措置を講ずるよう命令することができるというふうに、勧告と違反者に対する命令等の規定も設けております。

次に、第3節、環境保全に関する協定としまして、第26条と第27条で協定の締結及び協定内容の遵守について規定していますが、ここでは良好な環境を保全する上で必要があると認める場合の環境保全に関する協定の締結及び協定の締結を行った事業主においては協定内容を誠実に遵守することを規定しています。

次に、第3章、生活環境の保全としまして、第28条から第35条までの規定の中で、公共の場所の清潔保持や廃棄物等の自己処理、犬、猫等の管理、及び空地の適正管理等について定めていますが、特に第34条の空地の所有者または管理者においては、その空地における雑草類の繁茂または廃棄物等の不法投棄により付近住民の生活環境を侵害しないよう適正に管理することを規定しています。

もしこれに違反しているような状況が見られる場合には、次の第37条の第1項及び第2項におきまして改善の勧告や改善命令を行う規定を設けています。

次に、第4章、雑則におきましては、第36条から第38条までの間で、本町の快適な生活環境を侵害するおそれがあるものに対して必要な事項を報告させることができるとした報告の要請についての規定や、町長が必要があると認める場合には工場等へ関係職員を立ち入らせ、関係帳簿、書類、機械設備、その他の物件を調査させることができるとした立入調査等についての規定を定めています。

第5章、罰則におきましては、まず第39条において、本条例中第25条第2項、油水分離施設等の設置及び維持管理における改善命令、第23条、堆積土砂等の排除に関する改善命令、また、第31条第2項、廃棄物等の除去命令、及び第35条第2項、空地の所有者または管理者に対する雑草類や廃棄物の除去命令について、これら命令に違反した者へ10万円以下の罰金または科料に処することを規定しています。

また、第40条では、本条例中第36条の報告の要請に対して報告をしなかったり、または虚偽の報告をした者、また、第37条第1項の立入調査による調査を拒んだり妨げまたは忌避した者へ5万円以下の罰金又は科料に処することを規定しています。

第41条は、第39条及び第40条の規定に違反がある場合に、その行為者を罰するだけでなくその者の属する法人または人に対しても罰金刑または科料刑を科するとした両罰規定について定めています。

附則としまして、本条例は平成30年10月1日から施行することとしております。

なお、先週15日の全協の折に説明をしておりました長崎地方検察庁からの最終回答につきましては、今週の二十日に意見書が届きまして、平成30年2月7日付協議依頼があった波佐見町環境保全条例案について、特段是正すべき点はありませんとの回答をいただきましたので御報告いたします。

以上で本条例案の内容説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

御説明いただきました内容について、確認も含めてお尋ねですけれども、まず、条例の26

条、協定の締結のところでは「町は、良好な環境を保全する上で必要があると認めるときは」ということで協定書の締結をすることができるという内容ですが、この「必要があると認めるとき」という判断基準はどういうものなのでしょうかというのが一つ。

また、これだけの条文の中で、最初に御説明がありましたように、保全であったり責務であったりという部分の中で、さらにこの協定書を結ぶという行為がさらに強力に自然環境に対する業者等にも協力をさせていただいて進めるということでしょうから、その協定の結ばれたということは、それにまた違反する場合の措置等については条項等は上がってないというふうなことが感じられます。その辺についての回答。

もう一つは、罰則規定が39条と40条に上げられています。そこで、25条の罰則規定は1項で勧告をして2項で命令、これに違反する者。35条の2項、これも35条の1項で勧告をして2項で命令。ところが、31条においても同じ罰則を科せられているんですけども、31条においては「命ずることができる」ということに対する罰則規定が勧告なしにこの適用をするという条文の解釈ができるんですけど、その辺に関してはなぜ31条だけはこういうふうな取り扱いをされているかということの御解答。

以上3点お願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

環境保全協定に関する御質問でございますけれども、まず、この「良好な環境を保全する上で必要があると認めるとき」という場合の判断基準ということでございますが、特に製造業を中心とするような企業さんが入ってこられて、その事業活動の中で周辺環境に影響を及ぼすかもしれないというような懸念がある場合に、事業実態を調査しながら必要があると認めるときに環境保全協定を締結すると。

そして、その事業活動の中で環境を侵害するような違反行為があった場合への措置でございますけれども、ここには罰則の対象とはなっておりませんが、別の町のほうで、環境を侵害するようなおそれがあると認めるときには、まず環境保全の改善に向けてのまず勧告を出して、それに従わない場合は改善命令を出すというところに結びつけて、それが履行されなければ罰則を適用するというふうなことに結びつけていきたいと思っております。

それから、第31条のところでは、勧告を踏まえずにいきなり命令をしているということでございますが、ここにつきましても、おっしゃるとおり、ほかにも条文との整合性もなかったの

かなと気づいておりますが、ここについてはほかの条例と合わせて勧告から先に行いまして、その後勧告に従わない場合に命令を出したいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ちょっと歯切れの悪い答弁でわかりづらい部分がございます。といいますのが、最初に申し上げました判断基準の26条の「良好な環境を保全する上で必要があると認めるときは」という前段の文章の中の判断基準が明確じゃない限り、協定書を結ぶ相手、早く言えば製造業とおっしゃいましたけれども、明確にされない部分に関して「おたくは協定書を結ぶ必要がありますよ」ということは決して言えないはずです。

だから、その辺に関しては、この条例が制定された後、規則をつくりながら明確にそれをきちんと基準を置かないと、行く行く、先ほどの御説明ですと、最終的に何かあったときの罰則まで考えてらっしゃるのであれば、きっちり前提を押さえておかないとそれは曖昧になってしまって、条文だけは格好いい文言が入ってますけど、こういうことが現実的に運営ができない、この条例を適用できないという環境になってしまい、いろんな形で結ばれた中において「なぜなんですか」と向こうから言われたら回答できませんよ。

もう一つは、逆に言えば、この条例があって、その中でさらに一步進んで固有の業者さんと協定書を結ぶという行為は、早く言えば39条、40条の罰則は当然あるわけだから、さらに強力な罰則が科せられるかもしれませんよという部分は持つておかないとだめじゃないですかね。そうしないと、この条文でもある程度の罰則は規定されているにもかかわらず、特別協定書を結ぶということは、さらにこの環境の保全に威力を与えるおそれがあるという判断基準のもとでしょうから、そうするとさらに強力な罰則が必要になるんじゃないですかというふうに感じられます。

だから、その辺についてはもっといろいろ調査を含めて、対応の部分を規則で対応するのか、罰則となるとやっぱり条例ですから、そういうふうなことをうたわれるようにするのかというのを検討された方がいいと思います。

それと、先ほどの最後の案件もそうですけど、勧告があって、当然命令があって、違反して罰金、この流れですね。でも、39条は25条の2項も31条の2項及び35条の2項も同じ刑罰なんです。ただ、40条は5万円以下の罰則ということですけど。同じ刑罰についていきなりという部分はいかがなものかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

環境保全協定につきましては、その判断基準につきまして、基準がちょっと曖昧だという御指摘のとおり、そこはやっぱり不十分だったかなというふうに思っておりますので、今後規則の中でそこら辺の基準を内部で検討しながら、協議しながらつくっていきたいと思います。

31条におきましての罰則の結びつけ方につきましても、いきなり命令で10万円というのはほかとの整合性もありませんし、ほかの条文に合わせたような形で改善の勧告から入って、その後で改善命令という順序で対応していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

最後のページですけれども、平成30年10月1日施行ですけれども町民に知らせるためにこれだけ半年間も無駄に置いたのか。例えばですけど、6月、9月もあるわけです。なんで10月1日からするわけですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この施行につきましては、やはり半年間ほど周知期間を設けてから施行するようにいたしております。

罰則規定を設けておきまして、これに違反のないように、もし現段階でこれに引っかかるような事業活動が見受けられるようなところがあれば、その半年間で対応できるかどうかわかりませんが、その期間内には是正をしてもらうという部分も含めての周知期間をとりたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

第2条の（4）で公害という用語の定義がされておきまして、その中で大気汚染とか水

質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭というのがあるわけでございますけれども、水とか水質の汚濁ですか、こういったものは以下に特別に規定してありますが、騒音とかそれから振動、これについては29条の工事施工者の責務というところでは2項に「前項の工事を行う者は、当該工事から規制基準に適合しない騒音、振動等を発生させてはならない」という規定が盛り込まれております。

ただ、工事のときの騒音、振動等はあるわけですが、一般の生活の中での騒音とか振動、こういったものが定められてないと思うんですけれども、この辺はいかがなものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの騒音とか振動あたりにつきましても良好な環境の侵害につながるおそれがありますので、そういった事案がありましたら調査をして、もし侵害と判断できるようなものにつきましてはこちらで改善の措置をしていただくように指導を行っていくというふうにしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

工事の場合はある程度短期間で済むかもしれないんですけれども、通常の事業所等からの騒音とかそういったものは長く継続的に続く可能性が高いわけですね。したがって、こちらのほうはぜひ規則のほうに盛り込んでいただくように要望いたします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かにそういったところの基準も必要かと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○1番（城後 光君）

条例の条文は直接関係ないんですけど、今、周知の期間が半年をとられるというのを想定されたということなんですけれども、今回この条例が実施されると事業者もしくは町民の生活が何らかの影響を受ける部分が見受けられます。

例えば、事業者さんは特になんですけれども、半年間の中で事業活動を変更するというのはなかなか難しいと思うんですね。今のこの環境保全条例が作られる経緯になった事業者さん、幾つか想定されているところがあると思うんですけど、そのあたりのヒアリングとか、あとは町民の直接影響を受けられるだろう農業者さんとか事業をされている個人の団体とか、そういう部分と何かヒアリング等はなされた上で今回上程されたんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

そこら辺につきましては内部協議のみで、関係者に対するヒアリングは行っておりません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。

○8番（石峰 実君）

先ほど脇坂議員からの質問もありましたけれども、その中で、これに関しては大気汚染という項目があって、通常ちょっと悪質な野焼き行為があるわけですね。その指導監督ということの明言がないわけですけども、全般的にわたって町民も努力しなければならないとはなっておりますけれども、常態化した悪質な野焼き行為、いわゆる大気汚染に係るようなこと、あるいは近隣に非常に迷惑がかかるといった状態があると思うんですけども、こういったものについての命令、勧告というのはやられるつもりはないんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

屋外での焼却、野焼き等につきましては、既に国の基準の中でそれをしてはならないというふうになっておりますので、もう以前から広報等を通じてそういったことに関してはいけませんよというようなお知らせ、周知をずっとしてきたわけでありまして、今後におきましても、そういったことにつきましては国の基準とか、条例の中でそういうところを明言しておりませんが、国の違反對象になりますということでの指導はしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○6番（百武辰美君）

罰則が今回規定されている条例ですから、僕は2期目で6年ですが初めてなのかなということがありますんで、特に慎重にやらなければいけないというふうには感じておりますが、まず、罰則についてですが、対象者を事業者に限るのか、あるいは一般町民も入るのか、その辺ちょっとお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

事業者だけではなく町民も入ります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それならもう少し慎重な扱いをせんばいかん。というのは、ほかの市町村も見てみたんですが、ほとんど県内、保全条例あるいはそれに似たのはありますが、罰則があるところは非常に少ないんですよ。佐世保市ありませんし松浦も罰則がない。川棚ありません。あったにしても、例えば、大村なんかは公表にとどめるというふうな程度の罰則ですから、罰金刑、科料なんていうのは、島原はあるようでございますが、そういうふうに非常に慎重になっておられます。

特に、一般町民が相手なら非常にここはもっと考えなければならぬところで、それと、提案理由を見ると、これは企業相手のための条例のような制定ですが、これは提案理由だけ見ますと一般町民は余り関係ないんじゃないかなと思いますが、なぜ一般町民のところまで罰則を広げられるのか、そこの見解をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この罰則の適用についてですが、県内では、まず、環境保全条例を制定している市町の数が少ないということもあります。その中で罰則を設けている数も少のうございますけれども、やはり環境保全というのは全国的に侵害の事案が結構広がっておりまして、地球環境の美しい自然を守るという観点から、本町としてもそこはやっぱり重きを置きたいと。もし環境を侵害するような事案があれば、そこには罰則を設け、違反のないように皆さんの意識づけをしていただきたいというような思いもあります。

それから、確かに提案理由の中では企業を対象としているんじゃないかというようなお話

ですが、これまでどうしても企業さんあたりからの事業活動によって環境侵害が見られましたので、そこについて町自ら積極に対応できるような権限がなかったということも一つあります。そういうことから、この条例において本町が自ら積極的に対応できるような根拠の条文を持たせたかったということと、それにあわせて、最近空き地、空き家における雑草類の繁茂とかそういうものも見受けられまして、そこら辺については周辺の住民さんも懸念されている部分もありますので、そういったところで町民も罰則対象にしたということでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

提案理由と条文の内容も非常に整合性がとれてないというところが見受けられますが、先ほどの同僚議員の中にも整合性がとれてないということも課長お認めですから、ここはもう少し慎重に検討されて再提出された方が僕は賢明だと思いますが、いかがでございましょう。

○議長（今井泰照君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。11時20分より再開します。

午前11時6分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から提出された議案第16号 波佐見町環境保全条例について撤回したいと申し出があります。

議案第16号 波佐見町環境保全条例の撤回の件について、追加日程第1として議題にしたいと思います。異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

議案第16号 波佐見町環境保全条例の撤回の件について、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第16号

○議長（今井泰照君）

追加日程第1. 議案第16号 波佐見町環境保全条例の撤回の件を議題とします。

議案第16号 波佐見町環境保全条例の撤回の理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

議案第16号 波佐見町環境保全条例につきましては、先ほど審議をいただいておりますけれども、この条例につきましては内部で十分検討してきたつもりでございますが、本議会に提案する余地ちょっと急ぎ過ぎた感もあります。そして、先ほどから議案審議の中でそれぞれ御指摘をいただきました。

まだ十分検討する余地があるというようなことで、一旦ここは取り下げをいたしまして、改めて次回の定例議会において提案をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

申しわけございませんでした。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号 波佐見町環境保全条例の撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 波佐見町環境保全条例の撤回の件を許可することに決定しました。

日程第18 議案第18号

○議長（今井泰照君）

日程第18. 議案第18号 波佐見町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは、議案第18号 波佐見町特別会計条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

波佐見町特別会計条例の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月6日提出。

提案理由ですけれども、町営工業団地の完売に伴い、波佐見町営工業団地整備事業特別会計を廃止するため改正するものであります。

別紙をごらんください。

波佐見町特別会計条例の一部を改正する条例。

波佐見町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条の表「波佐見町営工業団地整備事業特別会計」の項を削る。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

次のページに新旧対照表つけておりますので、ごらんいただきたいというふうに思っております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号 波佐見町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（今井泰照君）

日程第19. 議案第19号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、議案第19号について説明申し上げます。

議案第19号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月6日提出。

提案理由でございますけれども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い改正するものであります。

別紙をお開きください。

別紙。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中、「第9項」を「第11項」に改める。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

3枚目に新旧対照表をつけておりますけれども、左が改正案で右が現行条文になります。

改正を行う箇所は、本条例の第15条、特定教育・保育の取扱方針を定めた条文中、第1項第2号の括弧書きの中に、下線を引いた部分ですけれども、これまで「第9項」とうたっていたところを「第11項」に改正するものであります。

改正前のこの第9項につきましては、国の法律で、先ほど提案理由の中でも紹介しました、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法という法律になりますが、この法律の第3条第9項を引用していた部分になります。

この認定こども園法が昨年4月26日に一部改正が行われまして、これまでの第3条第9項が第11項へと繰り下がったことにより、本条においてもその引用部分である第15条第1項第2号中の「第9項」を「第11項」へと改正が必要になったというものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（今井泰照君）

日程第20. 議案第20号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

議案第20号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月6日提出。

提案理由でございますが、平成30年4月1日から施行される「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に伴い、「高齢者の医療の確保に関する法律」に法第55条の2が追加され、住所地特例の適用を受けた国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療広域連合の被保険者になる場合、当該住所地特例の適用を引き継ぐことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正します。

第3条第2号中、「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中、「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む）」を加え、同条第4号中、「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

5号 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により波佐見町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者。

附則中、第2条を削り、「第3条」を「第2条」とする。

附則、施行期日、1、この条例は平成30年4月1日から施行する。

次のページには新旧対照表を上げております。

今回の改正理由につきましては、国保の加入者が入院、入居時等により町外に属する病院や施設の所在地に住所を変更した場合、住所地特例として従前の住所地による保険を適用することとなっております。

今回、その被保険者が後期高齢者医療広域連合の被保険者となった場合に、その適用を引き継ぎ、従前住所地の後期高齢者医療広域連合の資格を有することになるということでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第21号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第21. 議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

議案のほうに入ります前に、新旧対照表の修正がございましたので、修正をお願いいたします。

お手元に既に配付しております書類の分ですけれども、改正案のところでは第2章「市町村の」というふうになっておりますが、これは「町の」というところで修正をお願いいたしますと思います。

修正の資料の最後のページに修正箇所を記しておりますので、そちらのほうを御確認いただければと思います。

新旧対照表の1ページ目と2ページ目にわたるところになります。

目次の2章と条文に入る第2章と第2条のところの見出しと文面のところになります。

それでは、議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月6日提出。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙になりますが、波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正の説明につきましては、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、そちらのほうをお開きいただければと思います。

それでは、まず1枚目、目次中、「この町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営委員会に関する協議会」に改めます。

これに伴い、第1章と第2章の章名を同様に改めます。

第1条、見出しを含みますが、「この町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」に改めます。

次ページをお願いいたします。

第2条の見出し中、「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保健事業の運営に関する協議会の委員」に改め、同条中、「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。

10条の2中、「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に改め、「国民健康保険法施行令第29条の7第1項」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」の「同項」を「国民健康保険法の施行令第29条の7第1項第2号」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」の「同項」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」の「同項」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号」に改めます。

次に、3枚目から7枚目にかけてになりますが、10条の3各号については、基礎賦課額として国民健康保険事業における費用の部分が記載をされております。ここでは1号に国民健康保険に係る支出の部分、2号には収入に関するものが整理されておまして、今回の都道府県化に伴い、当初予算でも説明いたしましたが、新たな款と廃款されたものがここに記述

されております。

主なものとしましては、1号には国民健康保険事業費納付金、2号には国民健康保険保険給付費等交付金が追加され、共同事業等の文言が削除されております。

また、今回の改正から科目ごとに区分をされており、今まで1号、2号で集約されていたものがそれぞれ分かれて記載をされることになりました。

また、後段に出てきます第12条の8の2の「後期高齢者支援金等」が「賦課額」、第12条の9の「介護納付金総賦課額」も第10条の3に倣って改めを行いますので、よろしくお願ひします。

ここから4枚めくっていただきまして7枚目になりますが、12条の2につきましては、

12条の2につきましては、基礎賦課額から資産割額を削除するものでございます。

保険料の算定におきましては、これまで所得割、資産割、平等割、均等割の4方式を採用しておりましたけれども、資産割を考慮しない3方式に移行することとして、平成23年度から段階的に資産割の引き下げを行い、今回から資産割を廃止し、3方式とするところです。

県内においても、4方式の市町においては3方式に移行するものとして示されております。

なお、資産割額の廃止に伴いまして、第12条の3以降につきましても、資産割額の文言の削除及び資産割額に係る条項の削除により条文等が繰り上げされております。

以下、これに関係する条項等の繰り上げ及び文言の改めの部分につきましては、省略をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして9枚目になりますが、現行法の右側の欄につきまして、先ほど言いました資産割に関する部分が削除されております。

今度の改正分のところの第12条の4になりますが、その1号中、所得割ですが、「100分の45」を「100分の50」に、2号を削って3号中、被保険者均等割「100分の30」を「100分の35」に改めます。これは応能割と応益割の負担割合を50対50にするためのものです。

また、現行条文の3号中、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者数」の次に「等を勘案して算定した数」を追加し、4号ア中にある「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を追加します。

2号を削っておりますので、それぞれ繰り上がります。

次ページをお願いいたします。

済みません、もう1ページ先をお願いいたします。

こちらにつきましては、資産割等の影響で削っている部分が記載されております。

続きまして、第12条の8をお願いいたします。

基礎賦課限度額の見直しによりまして、12条の8の最終行の「54万円」を「58万円」に改めます。

そして、12条の8の2から12条の8の10が後期高齢者支援金等に係るもの、第12条の9から第12条の13につきましては介護納付金に係るものとして、先ほど第10条の2から第12条の4までと同様の理由により、それぞれの改めを行っております。

次に、間を飛ばしまして、16条の4の2のほうをお願いします。

第16条の4の2第1項中、「54万円」を「58万円」に改めます。

第16条の4の2第1項第2号中、「27万円」を「27万5,000円」に、次のページになりまして、同項3号中、「49万円」を「50万円」に改めます。

次のページをお開きください。

第21条の3第2項中の「届出は」を「届出に当たり」に、「を掲示して行わなければならない」を「の掲示を求められた場合においては、これを掲示しなければならない」に改めます。

附則としまして、施行期日は、この条例は平成30年4月1日から施行し、経過措置としまして、この条例による改正後の波佐見町国民健康保険条例の規定は平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの保険料についてはなお従前の例によります。

今回の改正は都道府県化に対応するための改めと、物価上昇によって軽減対象者が保険料軽減の対象から外れないようにするためのもの、国民健康保険料の軽減判定の基準を引き上げるもの及び保険料の算定方式を4方式から3方式に改めるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第22. 議案第22号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

議案第22号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月6日提出。

提案理由でございますが、第7期介護保険事業計画による保険料の改定及び介護保険法施行令の改正に伴う合計所得金額の見直しのため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中、「3万600円」を「3万3,000円」に改め、同項第2号及び第3号中、「4万5,900円」を「4万9,500円」に改め、同項第4号中、「5万5,000円」を「5万9,400円」に改め、同項第5号中、「6万1,200円」を「6万6,000円」に改め、同項第6号中、「7万3,400円」を「7万9,200円」に改め、同項第7号中、「7万9,500円」を「8万5,800円」に改め、同項第8号中、「9万1,800円」を「9万9,000円」に改め、同項第9号中、「10万4,000円」を「11万2,200円」に改め、同条第2項中、「平成27年度から平成29

年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「2万7,500円」を「2万9,700円」に改める。

第5条第1項中「合計所得金額」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ)」を加える。

附則、施行期日、1、この条例は平成30年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例による改正後の波佐見町介護保険条例第2条及び第5条第1項の規定は平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によることとします。

今回の中身につきましては、前期計画の実績として平成27年度から平成29年度までの給付額が10億9,900万に対し、今回の第7期の計画では平成30年度から32年度の平均給付見込み額を15.6%増の12億7,000万、そして、最近増加しております地域支援事業の金額を8,200万と見込んでおります。

介護給付費の高騰により介護保険料の水準も上昇することとなりますが、介護給付費準備基金を取り崩し、急激な上昇を抑制することとしています。

以上のことから、第7期介護保険料につきましては、第6期の月額5,100円から400円増額し5,500円といたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(今井泰照君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(今井泰照君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(今井泰照君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第23. 議案第23号 波佐見町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは、議案第23号 波佐見町都市公園条例の一部を改正する条例について。

波佐見町都市公園条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。

「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、都市公園法及び都市公園法施行令が改正され、町条例で定める必要があることとなったために本条例を改正するものであります。

めくっていただいて別紙ですが、波佐見町都市公園条例の一部を改正する条例。

波佐見町都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の3に次の1項を加える。

6、令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

ということでございまして、今回の改正は、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合について公園全体の面積を50%と定めるものでございます。それを上限とするものでございます。

このことにつきましては、平成29年6月15日に都市公園法施行令の一部が改正されまして、この第8条におきまして、一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の50ということを参酌をして当該都市公園を設置する地方公共団体が条例で定めるということとなっております。

そういうことになっていて、その附則におきまして、経過措置としまして、政令の施行の日から起算しまして1年を超えない期間におきまして、地方公共団体の条例が制定、施行されるまでの間は政令で定める割合を条例で定める割合として100分の50が定められていたというふうにみなすということで、みなしの期間が1年間ということで、29年6月に定められておりますので、1年間経過する前ということ、条例で今回定めようということになったものでございます。

次のページのほうに新旧対照をつけておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

御説明の割合的には100分の50ということがわかりましたけれども、現行はどうなっているんですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

もともとの割合ということと解釈しますけれども、もともと100分の50であったわけですが、それを地域の実情に応じて100分の50を超えることも可能ということでされておりますが、今回、国の例に倣って、またその他の県内市町も100分の50という設定をすることとしたので、本町においても100分の50ということにいたしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号 波佐見町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第30号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第24. 議案第30号 指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって北村清美議員の退場を求めます。

[北村清美議員退場]

本案について内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議案第30号 指定管理者の指定について。別紙のとおり指定管理者を指定する。平成30年3月6日提出。

提案理由ですけれども、波佐見町陶芸の里伝習館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出するものであります。

別紙をごらんください。

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称 波佐見町陶芸の里伝習館。
- 2、指定管理者となる団体の名称 中尾郷自治会。
- 3、指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

お尋ねします。この指定管理者、この案を出されるまでの募集から決定に至る経緯につい

て質問いたします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

募集については、特別募集というのは行っておりません。指定管理者の指定申請書が中尾郷自治会より30年の1月に提出をされている状況でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

特別公募とかそういったことは全くないわけですね。早く言えば、自治会に対してこういうふうな内容で指定管理をしてくださいと、そういったことでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

特に今回の案件については、そのような取り扱いとしております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

別紙のほうに指定期間が丸3年ということでございますけれども、この3年という期間の決定の原因は何でしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

3年間としておりますけれども、毎年報告は求めておりまして、3年間の期間についてもおおむね安定的に経営としてできていけるという見込みから3年ということにしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

私がお尋ねしているのは、安定的な経営とか何とかを含めてなんでしょうけれども、3年という期間はどういう根拠を持って3年ということで上げられているんでしょうかという理由を伺ってます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

特別規定において3年という規定はありませんけれども、従前の例によって、また中尾郷自治会の活動の総会資料とか内容を調査しまして、その辺を3年が妥当ということで決定をしている次第であります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

先ほどの答弁で、公募はせずに中尾郷の自治会のほうを選考されたということでございますけれども、これはこれでいいかとは思いますが、ただ問題は、やっぱり一つある程度こういうことで募集をしますということで、結果的にはこうなっても仕方はないかとは思いますが、一応こういった内容でございますので何らかの形で募集をされた方がよろしいんじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、募集のほうについてはもう少し考えていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

先ほど自治会から報告があるということですが、ちなみに陶芸の里伝習館にはどれぐらいの来場客があるのか、わかれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、伝習館には宿泊施設と工房と両方ございます。まず宿泊については、これは平成29年1月から12月までの記録でありますけれども、年間に184人。それと、体験施設のほうは年間に862人が利用されております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案議第30号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで、北村清美議員の入場を許可します。

〔北村清美議員入場〕

日程第25 議案第31号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第25. 議案第31号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは議案第31号について御説明申し上げます。

議案第31号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が波佐見町湯無田郷821番地6、氏名が浦野正規、昭和24年8月23日生まれで今年68歳でございます。

現在委員として務めていただいております村瀬廣澄氏が3月31日の期限でありますので、その後任として選任をいたすものでございます。

資料として略歴を添付いたしております。

学歴が、昭和43年3月に県立川棚高等学校を卒業されまして、職歴が、主に地質調査等の

会社にお勤めになっておられまして、平成23年10月からは有限会社地盤テクノに勤務をされています。これは福岡に会社がありまして、常勤ではなく自宅から近隣のこのあたりの仕事が入った場合において、その現場に赴いて測量、地質の調査をしているということでございます。公職歴が、平成26年度と27年度2カ年、湯無田郷の公民館長をなさっております。

浦野氏は人格識見とも高潔な方でございますので、固定資産評価審査委員会の委員には最適だというふうに思っておりますが、御承認方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

この固定資産評価審査委員のほうで今回浦野氏が上がっておりますが、浦野氏に限らずですけれど、固定資産評価審査委員会には何らかの資格等が必要な条件的にはあるのでしょうか。それとも、全くなく、その公務については資格なしでもこういう公務のほうが入選として検討されているのでしょうか。そこをお伺いします。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

まず、この選任につきましては、波佐見町の小学校校区と平均的に設置するような形で選任をいたしております。

全く土地に関しての知識がないという方には、まずはそういう方は除いて、浦野氏につきましても測量とかそういったことの資格を持っておられますし、ある程度土地には一般の人よりも詳しいというようなことでありますので、今回はお願ひをしたということでございます。

資格取得等については制限はございません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第26 議案第32号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第26. 議案第32号 副町長の選任についてを議題とします。

議案の審議に入る前に、松下副町長には退場を求めます。

〔松下副町長退場〕

本案について内容説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

それでは、議案第32号 副町長の選任について。下記の者を波佐見町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、波佐見町川内郷1127番地、氏名、松下幸人、昭和25年8月17日生まれでありまして、提案理由といたしましては、御承知のとおり、松下氏は行財政に精通し、政策企画立案、人材育成についてもその卓越した識見を生かし、2期8年見事な実績を残してくれました。波佐見町長の補佐役として最適任と全幅の信頼をしておりますので、議会の同意をよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

平成26年第1回定例会で追加議案として議案第28号 副町長の選任について提案されております。当時の議事録は私持ってきておりますけれども、今回も同じように追加議案として議案第32号 副町長の選定について提出され説明がありましたが、次の点について伺います。

松下氏への再任の相談が難航したのか、それともいろんな理由があって定例会初日3月6日に提出せずに本日出したということはどういうことか、お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

副町長の選任については他の特別職とは異なり重要な案件であり、選任議案の内容そのものが、早い時期に出しますと不要な思惑や臆測によって3月定例会中の議案審議において支障がないように配慮したもので、これはもう例年の、前回もそのような形で提出した次第でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

前回出したから今回も出したって、もう大体4年に1回あるということはわかっとうわけですよ。せめてね、1年前ぐらいからもう徐々に絞ってきてわかると思いますけれども、私はその最終日に出すということ自体がどうかと思うわけですが、今、町長は例年という、前もあったということ。議事録にも書いておりますよ、理由を。町長が答弁して、その後総務課長が答弁されております。そのときは、予算がどうのこうのって書いておりましたけれども、やっぱり予算も大事でしょうけれども、副町長ももうちょっと大事でしょうから、私は何で遅うなったかなってことは思っておったんですよ。

いろいろあってずっと交渉ができなくて、相談ができなくて今になったとかなと思うんですけども、こういうことは少し早目に、この前の一般質問でも3月は副町長というような通告で一般質問をされておりましたけれども、やっぱり議員としたらいつ出さすかなと思っておったんですが、あえて追加議案として出されたというのが私は腑に落ちません。答弁。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

前回もですが、しかしやっぱりこの人事というとは、そういうふうにして前もって事前に早くお知らせすることによって不要な混乱を招くというようなこともありますし、そして、この時期的に最終日が一番適当じゃないかなという、そういう思いで提出をいたしま

した。そして、結局もう一番やっぱり信頼できる人ということで、このような形で皆さんの同意を得るということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○6番（百武辰美君）

2点お伺いしますが、町長にとって副町長はどういう位置づけの特別職であるのかというのをもう少し詳しくお伺いしたいのと、ちまたではどうなるんだろうかという懸念も聞いたこともあります。あるいは3期目という長期の、今まで恐らく助役時代も含めて余り3期という事例は少ないのかなと思いますが、そういう長期間への懸念がありますが、その長期になるということについてどう思われるのか、その2点をお願いをいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは、先ほども言いましたように、やはり行財政についての識見があると。識見とはどういうことかということ、知識経験、そしてまた洞察力、そして調整能力というようなものが、また、私の視点と違った視点ですね。だから、違っていいんです。だからいつも私の言うとおりにじゃなくして異を唱えてくれる、直言できる、そういうふうな非常に良好な関係、べったりじゃなくしてですね。そして、いろんな形で戦略的なこと、現状分析、そしてまた原因追及、課題摘出、対策というような形の中で、私はこの8年間やっとなって最高にいい副町長だなと。よその町からも大変うらやましがられている状況でございますので、全くそういうことで異存はないと。

本人も最初のときは、ちょっともう、というような事もありましたけれども、私のほうからはぜひお願いするというようなことで押し通したということです。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

もう1点お願いします。副町長は恐らく、私の理解だと、内向けの、職員の取りまとめでもあるし行政推進のトップでいうことで理解をしておりますが、今回の官製談合以降の処理については、私は今までの答弁しかり、副町長主導でやって来られたと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。処理の仕方。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

処理の仕方はそのような形の中で、私自身の考え方、思いもやっておりますし、十分酌んでいただいておりますというように思いをいたしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

先ほどから町長の御提案含めたところの提案理由もお聞きしておりますが、町長の職務自体も大変激務でございます。あわせて、副町長も同僚議員が言いましたように、事務の掌握含めて激務と感じられるところもあります。そういう面での体調面ではどう感じるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

副町長も私も体調面はばっちりです。何も言うことはありません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

副町長は私も若いときからいろんなことで、議員になる前からご相談をして、人格等も申し分ないと思っておりますけど、副町長も多分60前後でなられたと思っております。当然ながら優秀な職員もおられるものですから、若い方々の登用は考えられなかったのか、お答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

彼より若い人というような中で、OBを見たらほとんどいろんなそれぞれの役職を持って勤めていらっしゃるし、今の陣営の中でこの中で活用すれば、また、いろんな人材が、今から一緒になってもっともっと職員を育てていかないかと。そういうふうな意味では、やはり今の松下副町長を置いてないというような思いをいたしておりました。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

三石議員、賛成討論ですか。

○3番（三石 孝君）

反対です。

○議長（今井泰照君）

はい。

○3番（三石 孝君）

私は、議案32号 副町長の選任について、反対の立場から討論を行います。

今回、副町長の選任に松下幸人氏を上げられておりますが、松下氏は一瀬町政で既に2期8年目を迎えられております。

しかしながら、12月の官製談合事件の発生後の対応を見てみると、曖昧な根拠で職員を処分したり、平成26年の6月の議会において御自身が発言されている内容すらお忘れになり、責任ある行政能力の欠如がうかがえます。

また、憲法及び地方自治法は地方自治の本旨を重視し、その中でも住民自治を町長と議員の二元代表制によって成り立つ構成をしております。すなわち、行政が住民の意思に反した方向に進まないように、住民の代表である議員にチェック機能を与えているのです。にもかかわらず、先般来、専決事項に関する提案が行政から出されてきました。

内容は皆さん御存じですから改めて言いませんが、小さいことなら議会の関与を排除しようとするものであり、当然受け入れるわけにはいきません。

さらに、適正手続を無視したような事業の進め方にも目をつぶるわけにはいかないんです。全てにおいて事務方のトップである副町長が絡んでいるんです。

法治国家である日本では、全てが法律によって、行政も議会も正当性が担保されています。その根拠が軽視されたら、今の国会みたいなどんでもない事態になってしまうんですよ。総じて波佐見町民が選んだ議員で構成するこの神聖な議会を軽視する嫌いがあります。

議員の皆さん、この危機感を共有してください。皆さんは町民の代表です。

昨日、今回の提案理由と受けとめられるような内容を全議員に町長が説明されました。が、町長が出張等で対外業務が順調にできるのも現松下副町長の存在が大きいですとのことですが、その結果がこの官製談合事件ですよ。責任は大きいと思います。

御自身でお決めになった処分も当時の担当課長の処分と同じ内容ですから、あきれた内容だという町民も多うございます。町民が求めているのは、まずは町内のことなんですよ。派手でなくてもいいんです。今、必要なのは、しっかりと町民の方向を向いた政治、行政なんです。それができていない今回の松下幸人氏の副町長の選任に、同意するわけにはいきません。御考慮ください。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

川田議員。

○10番（川田保則君）

賛成の立場から申し上げます。

以前と違って、これから地方分権がますます進みます。こういう中ですので、実績もありますし、安心して副町長を任せられる松下幸人氏が最適だと、そういうことで賛成の討論をします。

終わります。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。

百武議員。

○6番（百武辰美君）

私は、議案第32号 副町長の選任について、反対の立場で討論いたします。

私は、副町長候補の人物や人格、経歴、実績を問題としているのではなく、これからの波佐見町のかじを取っていただく副町長のポストについて、新しい若い人材が望ましいという立場から、同意できない理由を2点挙げさせていただきます。

まず1点目は、職員の取りまとめ役となるべき副町長が3期と長期になることへの懸念と警戒感です。

これまでの町政の歴史の中で、副町長、助役を含むですが、任期が3期以上になったこと

は記憶がなく、副町長が長期になる弊害が出ることへの警戒感があります。多選の弊害が言われているのは皆さん御承知だと思いますが、多選と長期化と職員との年齢差により職員が萎縮したり進言することをためらったり、あるいは意思疎通がうまくいかないなどの弊害があるとも言われております。

住民から直接選ばれる町長とは異なり選任で選ばれる副町長は、ある程度の期間で交代したほうが組織の新陳代謝を促し町政運営にもいい効果をもたらすと思われま

す。教育長も新任となり新しい風が吹き始めております。今の波佐見町のいい流れを継続させていくためにも、新しい若い副町長の選任が望まれます。

2点目は、危機管理対応についての問題です。

先ほど同僚議員からもありましたが、御承知のとおり、今回の官製談合事件における町政への影響は少なからずありました。この3月の定例会の一般質問でも同僚議員が取り上げておられます。

この事件の対応については、実務をつかさどる副町長が中心となって処理をしてこられました。大変な労力と心労をかけたことだと思います。その処理の過程を見ていると、危機管理対応のスピード感や客観性に欠けていると強く感じられる点がありました。綱紀粛正を徹底すると言いつつ、12月に職員が逮捕、その後相当の時間が経過しているにもかかわらず、今日まで職員倫理条例あるいは倫理規程が制定されていない状況にあること、また、自分の処分を自分が委員長である懲戒処分等審査会で決めるなど、迅速な対応と誰が見ても納得できる客観性に欠けると思われる対応がありました。

今日は行政運営にもスピード感や客観性が強く求められます。これまでの組織を改革する必要があるいい事例だと考えます。

副町長の選任に当たってはさまざまな検討がなされたのだろうと察しますが、今後の波佐見町のために若い新しい人材を取り入れ、さまざまな政策課題の対応をしていただきたいと考えます。

以上のようなことから、議案第32号 副町長の選任については反対の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

賛成という立場で討論します。

現在の松下副町長は一瀬町長のもっとしっかりフォローなさっており、また、9月の町長選挙において現在の町長が再任されるかわかりませんが、町長をフォローするため今の副町長のアドバイスが必要と考えます。

副町長の不在は行政運営の中で支障が出ると危惧するものであります。

よって、今回の副町長の選任については賛成いたします。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号 副町長の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数であります。したがって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで松下副町長の入場を許可します。

〔松下副町長入場〕

日程第27 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第27. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

よって、これからの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成30年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後2時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員